入札説明書

令和８年度札幌市告示第　号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日
令和８年11月20日

２　契約担当部局
〒060-0051
札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館３階
札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課　電話（011）211-2346

３　入札に付する事項
(1)　役務の名称
令和９年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務
(2)　調達案件の仕様等
仕様書による
(3)　履行期間
令和９年４月１日 から 令和10年３月31日 まで
(4)　入札書の記載方法
入札金額は総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格
(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2)　令和８～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において「大分類：一般サービス業」の、「中分類：その他サービス業」に登録されている者であること。
(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
(5)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
(6)　株式会社Grafferが提供するオンライン申請サービスと同等のオンラインサービスを取り扱っていないこと。また、直接サービスを取り扱っていなくても代理店営業を行っていないこと。

５　入札書の提出方法等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
　上記２に同じ。
(2)　入札書の受領期限
　令和８年12月４日（金）午前９時30分（送付による場合は必着）
(3)　入札書の提出方法
　入札書は、別紙１「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア　持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年12月４日（金）午前10時30分開札　令和９年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務　入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出すること。
イ　送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記２あてに送付すること（受領期限必着）。
ウ　代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。
エ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
(4)　入札の無効
　本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
(5)　入札の延期等
　次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
(6)　代理人による入札
ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、上記(2)の受領期限までに委任状（別紙２）を提出しなければならない。
イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
(7)　開札の日時及び場所
　令和８年12月４日（金）午前10時30分
　札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館　３階局会議室
(8)　開札
ア　開札には、入札者又はその代理人が立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。
エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情

があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。再度の入札についても、郵送又は持参による。

6　調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1)　質問受付期限

令和８年11月27日（金）17時00分

(2)　質問方法

質問事項を質問書（別紙３）に記載して、その電子データを電子メールに添付して、札幌市子ども未来局保育推進課制度調整担当係あてに提出することにより行うこととする。（電子メールの件名は「【業者名】令和９年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務の質問について」とすること。）

(3)　問い合わせ先

電子メールアドレス：kodomo.daredemo@city.sapporo.jp

(4)　質問に対する回答の取り扱い

原則として令和８年12月１日（火）17時00分までに、本市子ども未来局ホームページに掲載する（質問を行った法人名等は掲載しない）。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

(5)　その他

ア　質問内容等によっては、回答と共に入札説明書等の修正を行う場合がある。修正を行う場合は、原則として本市からの質問回答期限である令和８年12月１日（火）17時00分までに本市子ども未来局インターネットホームページにその内容を掲載する。

イ　電話による照会には応じない。また、疑義、確認等がなかった契約書、仕様書及び入札に関する事項についての解釈は本市の解釈によるものとする。

ウ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

7　その他

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　最低制限価格の設定　無

(4)　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）を行う。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5)　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6)　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙４）を提出しなければならない。

(7)　契約書の作成

ア　入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその５日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8)　契約条項

別紙５のとおり

(9)　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。